

平成 29 年

富岡町議会会議録

第 8 回臨時会

10 月 13 日 開会・閉会

富岡町議会

平成29年第8回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 10月13日（金曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
開 会 （午前10時00分）	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長挨拶	3
○議案第81号 専決処分の報告及びその承認について	4
○議案第82号 富岡町特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金条例について	5
○議案第83号 工事請負契約の変更について	11
○議案第84号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第5号）	12
○閉会の宣告	15
閉 会 （午前10時47分）	15

第 8 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成29年第8回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

平成29年10月13日（金）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第81号 専決処分の報告及びその承認について
日程第4 議案第82号 富岡町特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金条例について
日程第5 議案第83号 工事請負契約の変更について
日程第6 議案第84号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第5号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君
14番	塚野芳美君		

○欠席議員（1名）

11番 黒澤英男君

○説明のため出席した者

町	長	宮本皓一君
副町	長	高橋浩一君
副町	長	滝沢一美君
教育	長	石井賢一君

会計管理者	三	瓶	直	人	君
参事兼 総務課長	伏	見	克	彦	君
企画課長	林		紀	夫	君
税務課長	小	林	元	一	君
健康福祉課長	植	杉	昭	弘	君
住民課長	斉	藤	一	宏	君
参事兼 生活環境課長	渡	辺	弘	道	君
産業振興課長	猪	狩		力	君
復興推進課長	黒	沢	真	也	君
復旧課長	三	瓶	清	一	君
参事兼 教育総務課長	石	井	和	弘	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君
参事兼 郡山支所長	菅	野	利	行	君
いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
総務課課長補佐	遠	藤	博	生	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議事 会事務局局長	志	賀	智	秀
議席 会事務局係局長	大	和	田	豊
議席 会事務局係主任	藤	田	志	穂

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、11番、黒澤英男君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第8回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 渡 辺 正 道 君

3番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(塚野芳美君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○町長挨拶

○議長(塚野芳美君) ここで、町長より臨時会招集理由の説明を求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、お忙しい中ご参集いただき

まして、まことにありがとうございます。平成29年第8回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由を申し上げます。

本臨時会は、一般会計補正予算について専決処分を行いましたので、報告及び承認を求める案件が1件、条例の新規制定案件が1件、工事請負契約の変更案件が1件及び一般会計の補正予算案件1件の計4件について議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いいたします。

○議案第81号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、議案第81号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第81号 専決処分の報告及びその承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に係る経費について、地方自治法第179条第1項の規定により一般会計補正予算の専決処分をいたしましたので、報告及び承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、議案第81号 専決処分の報告及びその承認について内容のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、9月28日に衆議院が解散され、同日の臨時閣議で選挙の日程が10月10日公示、22日投開票と決定されたことから早急に選挙準備を開始する必要が生じたため、地方自治法179条第1項の規定により、平成29年度富岡町一般会計補正予算（第4号）について専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定によりこれを報告しご承認を求めるものであります。

それでは、1ページ、議案第81号別紙、専決第14号、専決処分書をごらんください。専決処分いたしました本補正予算は、衆議院議員総選挙に係る事業費を予算計上したところであり、既定の歳入歳

出予算にそれぞれ1,993万5,000円を増額し、予算総額を217億2,884万2,000円とするものであります。

3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、第14款県支出金、第3項県委託金において、衆議院議員総選挙委託金1,993万5,000円を増額しております。

4ページをごらんください。歳出につきましては、第2款総務費、第4項選挙費において衆議院議員総選挙に係る経費といたしまして1,993万5,000円を増額いたしましたものであります。

以上が専決処分いたしました補正予算の内容であります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第82号 富岡町特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金条例について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案第82号 富岡町特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第82号 富岡町特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金条例についての提案理由を申し上げます。

本議案は、特定廃棄物埋立処分事業の実施に伴い、福島県より交付される特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金を幅広く柔軟に活用するために基金条例を制定するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） おはようございます。議案第82号 富岡町特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金条例について内容を説明申し上げます。

この条例は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が行う特定廃棄物の埋め立て処分事業の実施に伴う影響を緩和するために必要な地域振興等に係る事業を実施することと福島県より交付される交付金を幅広く柔軟に活用するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、富岡町特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金を設置し、その運営について定めるものでございます。

条例案をごらんください。条例は、第1条において基金設置の目的をお示しし、第2条において基金積立額は予算で定める範囲内で定めること、第3条において基金の管理方法、第4条において基金の運用から生じる利益の処分方法を、第5条において基金に属する現金を歳計現金に繰り入れて運用できることを、第6条において基金の目的を達成するために必要な事業のみに活用できることをそれぞれ規定いたしております。第7条において、基金の管理に関し必要な事項を別に定める委任事項を付したものとさせていただきます。

町といたしましては、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金として福島県より交付される交付金をこの基金に積み立て、交付金の目的に沿ってこの交付金以外に財源手当てができない事業などについて一つ一つ丁寧に拾い上げ、可能な限り長期に活用できるよう基金活用事業を選択してまいりたいと考えており、埋め立て処分事業の受け入れの際に国へ申し入れた事項の実施などとあわせて十分な効果が得られるよう基金の運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

内容の説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今説明受けましたが、特定廃棄物埋め立て処分場の地域振興交付金ということで60億円ですか。いよいよ本格的に埋め立てが始まる前段としてこういうお金も決定したわけですが、今まで何回も議論はしているのですが、なかなかこの使い道が見えてこない。見えてこないというより、我々が要望しているような使い勝手は多分無理なのかなと思うのです。その無理なのかなと思うという意味は、例えばの話、ここに東日本大震災津波被災世帯の助成要望についてなど出てきていますが、例えば今国で示しているのは、この津波地区は高台移転の補助とかいろいろ出ていますね。そういう部分に建物がなかったから今回の被災に当たっては東京電力から入ってくる金が少ないということでそういうことをうたって多分来ているのだとは思いますが、救済ということになれば当然お金が動くのかなと思うのです。例えばこういう人たちにうちを建てるのであればでは500万円補助しますよなどという話になったとすれば、そういう使い勝手ができるのかどうか。

私は、前から言っているように、例えばの話、もう町民1人20万円ずつ上げますよと言ったら、それは県でオーケーするのかどうか、多分オーケーしないと思うのですが。だから、使い勝手のいい、使い勝手のいいと言っても縛りがあつたら使い勝手なんか決してよくないのです。だから、この基金条例も全くそれに反したような今までどおりの受け皿をつくっただけの話で。だから、その辺率直に例えば10万円ずつくれるよと言ったときに県はオーケーするのかどうか率直にお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えいたします。

率直にということでございますので、例えば個人の住宅を再建するために助成をするというような事業につきましては、県の交付金要綱の中で個人資産または法人の資産の形成に関することについては交付金の対象とはできませんというような交付要綱になってございますので、今ほどご質問いただいた内容で真っすぐ助成、補助しようとするればできないことということになります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 私言いたいのはその辺なのです。これだけの地震災害、また放射能災害を受けて、それで苦肉の策で我々はエコテック受け入れた承したのです。どういう思いで承したかということなのです。そういう中で、やっぱり個人の資産、財産を形成する部分には使えない。といいますのは、公共性の高い公共事業とか学校教育とかそういう部分には十分使えると思うのですが、今そういう状況なのですかということなのです。だから、町民もやっぱり切に思っているのは、自分たちが好きで町を離れているのではないのです。この放射能災害が一番なのです。そういう中で、町はもう精いっぱい努力してここまで復旧しております。それは、現実に見ればわかるわけです。ただ、これから一人でも若い人が戻ってきてもらうためには、どういう施策を打ち出すかということ、やっぱり個人の財産形成、資産形成にならざるを得ないのかなと思うのです、戻ってくる人には土地の購入代金の一部補助しますよとか。それ以外には私はないと思うのです。そういうお金に使えなかったら町民にとっては何の意味もない60億円なのです。こんなのだったら受け入れる必要なかったという話になってしまうのです。だから、その辺をきちっともう一回精査していただかないと町民にとっては何のプラスもなくなってしまうということを私は心配しているものですから、これはどうにもならないのですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今ほどご提案がありましたその使い道について、真っすぐ今お答えできるものはございませんが、例えば今回いただいた交付金を基金にして活用していく。今年度予算の編成の中でも単独費を充当していろんな事業をしております。相当な額を単独費という形で予算計上しております。そういうものをこの基金を使って一部充当していきながら、そこで生まれる、ちょっと言い方が変になりますが、そこで生まれる余裕というかを今ほど提案いただいたような事業に充てて

いくという考え方はあるかと思えます。

事業そのものの構築、それから可否ということについては、今お答えできるものはございませんが、考え方として、使い方の考え方としてそういう考え方もできるとは思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） はい、わかりました。ありがとうございます。

今まで県から来てもらってこの使い勝手に関しては、何回も議論していると思うのです。そういう中で、私は何回も同じような質問をして繰り返していますが、町が計画を上げてくれればそれは認めないものではないですよという答えをしてきたのです。私らに県はうそついたということになるので、個人の財産形成、資産形成には使えませんよなどということは一言も言っていませんでしたから。多分みんな聞いているからわかると思うのです。町がきちっと精査して上げてきてくれればそれは認めないわけではないです、認めませんとは一言も言いませんでしたから。非常にずるい答弁だったのかなと私は思います。

それで、町がそれを丸のみして県の言うとおりに動くのか、ここでしっかり精査して、町の言うことを聞かないのであれば入れてもらうことを中止してもらうしかないです。私は、そういうことを要望します。

○議長（塚野芳美君） 要望しますよという、何を確認したいのですか。

○13番（渡辺三男君） だから、町が使い勝手を決めれば県がいいですよと言ってもらうしかないです。

○議長（塚野芳美君） 質問の形をとってください。

○13番（渡辺三男君） 町が計画を立てて、個人の資産形成でも何でも計画を立ててきちっと県に出せば使い勝手、使い道は了承していただくと私はそう思っていましたので、それを確認したいのです。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 13番のご意見は十分私もわかります。

ただ、この地域振興交付金という形でいただけるお金は、県が湯水のごとくにどこかからいただいたものということではなくて、これは県民、国民の税金です。その税を払う人であっても、なかなかそれを湯水のごとく出せるものではなくて、精査して納めなければならない税額として払っているものを片や被災地だからといってそれらを個人の財産形成のためには使えないと私は思っております。そういう意味で、今まで県では公共事業等々についてさまざまな国の制度資金はございますが、それらに充当できない、該当しないものについて、これらの交付金を該当させることができると私は説明を受けておりましたので、これらが個人財産形成のためにも使えるということを13番はそういうふうに理解していたとすれば、その理解はちょっと残念ながら方向が違っていたのかなと思えます。

そういう意味で、町としては今後さまざまな形でこの交付金を使っていく段階では、皆様にもご相談を申し上げますし、そして皆さんの了承を得ながら使っていくわけですから、その辺は十分ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） エコテックを引き受ける、引き受けないの議論のときに、国の話では地域振興、これは引き受ける、引き受けないにかかわらず国が地域振興の交付金は行うということで、それを引き受けなければ地域振興には協力してもらえないのという質問に対しては、いや、そんなことないよということで、この交付金を地域振興とか風評被害対策に限定したということは、私はちょっと納得いかないのは、エコテックでもらった60億円を使わなくても国は地域振興のためには予算をくれると私は解釈しておりました。

それで、今企画課長に私一般質問でやったから大体理解はしているのですけれども、もう一度確認のために、この60億円の使える、こういった場合は使える、こういった場合は使えないという縛りが4項目か5項目あったと思うのです。それをもう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まずは、説明がちょっと足りない部分もあって、地域振興に限定した使い道なのですよというふうなもしご理解をいただいているのであれば説明が足りなかったと思っておりますので、まずはそのことについて謝りをしなければならないと思っています。

この交付要綱では、少し長くなりますが、交付要綱で該当する対象について全て読み上げさせていただきたいと思います。この交付金の交付要綱においては、1つ、ふるさとの結びつきを維持するための事業、それから生活空間の維持向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成、就業支援事業、公共用施設に係る整備、維持、補修または維持運営等に関する事業、企業導入、産業活性化事業、福祉対策事業、地域活性化事業、そのほかに既存管理型処分場の活用に伴う影響を緩和するために必要な地域振興事業とされております。内容的には、幅広く設定いただいているとは思っているところでございます。

先ほどの繰り返しになりますが、交付金要綱上活用できないというものについては、職員人件費、その他地方公共団体の通常の行政運営に必要な経費、それから専ら個人または法人の資産を形成するための事業、国庫補助事業等の地方負担分、補助事業の裏負担ということになりますが、それへ充当する事業、もう一つは公債費には充てられないといった交付要綱になってございます。

ということで、非常に幅広くは設定していただいております。我々この基金を活用して全て充当させていくというよりは、この中でも既存の交付金事業、補助事業、充当できるものがございまして、積極的にそちらはそちらで活用させていただいて、なかなか既存の制度資金に該当しないようなものについてはこちらの基金を充当していくといった基本的な考え方に立っております。

それからもう一つ、さきの定例議会で一般質問いただいた生活サポート補助金等々のご提案をいただいております。このことにつきましては、私どもとしても基金活用事業の1つになるものとは考えられますが、個人の資産を形成することについては非常に難しいということでございますので、そのことについてを配慮しながら、ちょっと工夫が必要なものだと思っております。また、基金の規模からもしそのような事業が可能となったとしても、単年度または短期間というような形になりますので、これが町民の皆様の生活サポートに短期間で終わっていいものなのかどうかというところも少し考えなければならない。可能であれば直接的なサポートというよりは、間接的であっても長期間続くような事業ということも効果が出るのではないかと思っておりますので、このことを総合的に考えながら事業については選択してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 先ほど13番から話があったように、津波被災者の4行政区から申し入れがあると思うのですがけれども、今課長から説明あったように、個人の財産の資産形成は無理だと。それは理解できます。

それで、富岡の場合には、特定廃棄物の埋め立て処分に関する交付金なのですがけれども、隣の大熊とか双葉には中間貯蔵ということで似たようなことがあって、先ほど課長の説明のように、生活サポート支援金のようなものがあります。全然額が違うから、長期的とか額の大きさとか、それは今おっしゃるとおりでいいのかなと思うのですが、あと津波被災についても浪江の請戸とかそういったところでも同じような支援とかサポートがあるみたいで、富岡町も大熊とか浪江なんかではどういう論法を使いながらどのような支援の仕方があるか、その辺も研究して、できるだけ被災者の手に金額の大小にかかわらずお手伝いできるような方法を考えるべきだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 全体的、総合的なお話になりますので、私からお話をさせていただきますが、基本的にはご提言があったように近隣町村の状態、それから制度の内容を勉強させていただきながら検討はさせていただきたいと思っております。

今回の交付金について、私どもとしては、先ほど来から申し上げていますが、国庫補助等の対象にならないまたはなりづらい事業、そして幅広くかつ柔軟にということの基本にしたいと思っております。加えて可能な限り長期に基金活用ができるようなというように配慮も加えまして、観点といたしましては風評対策、それからつながり維持、生活空間の維持、交流促進、二地域活動支援といったことを主な観点として基金活用事業を選択していきたいという基本的な考え方しておりますので、今後とも活用事業についてはご相談を申し上げますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号 富岡町特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第83号 工事請負契約の変更について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、議案第83号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第83号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡第一中学校施設復旧工事の変更に係る仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） おはようございます。議案第83号 工事請負契約の変更についての内容をご説明申し上げます。

議案第83号別紙資料1をごらんください。工事請負変更契約書であります。富岡第一中学校施設復

旧工事については、平成29年5月9日に議決をいただき、災害復旧を基本に、完成を平成29年12月25日として工事を進めてきたところであります。7月14日開催の全員協議会で説明させていただいたとおり、工事着手後に机、椅子、ロッカーなどの残置物を校舎外に移動したところ、壁や天井などにカビの発生と鳥獣被害を確認し、また長期閉鎖していたため、におい等もこもっている状況にあります。このため、子供たちの健康被害防止を図るため、室内の全面的な改修を行い、保護者や児童生徒の皆さんにさらなる安全、安心な環境を提供するため工事内容を変更するものでございます。

第2条において、工事請負代金1億6,420万8,600円を新たに増額することとしております。

第3条において、第1条の変更に伴い、工事の完成期日を平成29年12月25日から平成30年2月28日に延長するものであります。その他は、現工事請負契約書のとおりであります。

次に、議案第83号別紙資料2をごらんください。当初の工事内容を赤色と青色で表示してございます。災害復旧を基本とした床フローリングの張りかえや内外壁のクラック補修、空調設備の変更による全教室へのエアコン設置や外壁改修などであります。今回の変更工事は、緑色で表示しております床、壁、天井が全面改修、トイレを和式から洋式への改修、それから体育館妻壁の全面改修などになります。これらにより、当初請負金額3億5,078万4,000円から1億6,420万8,600円を増額し、工事請負額を5億1,499万2,600円に、工期を平成29年12月25日から平成30年2月28日に変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第84号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第5号）

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、議案第84号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第84号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金を財源とした基金造成に係る予算を補正予算として計上させていただいております。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第84号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、郡山支所の修繕工事、嘱託職員の通勤費用としての費用弁償及び福島県から富岡町に交付される特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金を財源といたしました基金の造成に係る予算等を計上するもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ60億261万2,000円を増額し、予算総額を277億3,145万4,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、第14款県支出金、第2項県補助金において特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金60億円を増額するものであります。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、郡山支所維持工事費及び嘱託員の旅費の財源調整のため、財政調整基金繰入金261万2,000円を増額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。4ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費60億232万2,000円を増額は、嘱託員の通勤費用として費用弁償12万2,000円、シロアリ被害による郡山支所の修繕工事費220万円及び特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金への積立金60億円を増額することによるものであります。

第3款民生費、第1項社会福祉費5万7,000円、第2項児童福祉費2万9,000円、第3項災害救助費9万3,000円、第4款衛生費、第1項保健衛生費1万5,000円、第10款教育費、第1項教育総務費4万3,000円、第5項社会教育費5万3,000円を増額は、いずれも嘱託職員の通勤費用として費用弁償を増額するものであり、総額60億261万2,000円を増額補正となったものでございます。

以上が今回の補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたしますが、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。8ページから13ページまでございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 11ページ、歳出なのですけれども、郡山支所でシロアリ被害があったということで維持工事費が上がってきたのですが、これに関しましてはシロアリの駆除と今後シロアリがまた発生しないような対策というものも含めての工事の費用の計上なのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 郡山支所長。

○参事兼郡山支所長（菅野利行君） 議員おっしゃるとおり、当然束材が木材だったため、そこが一番やられています。それを鋼材に入れかえると。あわせてシロアリの駆除をやるということで、今後被害が広がらないような対応をしていきたいということです。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） シロアリの駆除してシロアリの薬剤を塗布するのだと思うのですけれども、それは1階全部についてなのか、今回症状が起きたところだけなのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（塚野芳美君） 郡山支所長。

○参事兼郡山支所長（菅野利行君） 全体に全面を行うつもりです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。総括で賜ります。ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。
これにて平成29年第8回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前10時47分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 正 道

議 員 高 野 匠 美